京都市告示第５４８号

京都市市税条例第２７条の６第４項の規定に基づき，市長が個人の市民税の寄附金控除の対象として認める市民の福祉の増進に寄与する寄附金は，次のとおり「控除対象寄附金」の項に掲げる寄附金を，同税の納税義務者が当該右欄「適用区分」の項に定める期間に支出したものとします。

平成３０年　１月１７日

京都市長　門川　大作

控除対象寄附金	法人又は団体の所在地	使　　途	適用区分
特定非営利活動法人京都チャイルド･トラストに対する寄附金	京都市南区唐橋平垣町６８番地の９　島岡医院内	当該法人の主たる目的である業務	平成２９年７月１日から平成３４年６月３０日までに支出された寄附金

（行財政局税務部税制課）